**中学校教諭一種免許状取得の為の単位を修得し、免許法施行規則第2条1項表備考第11号を適用して小学校一種免許状を取得する場合の例**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | 教科及び教職に関する科目 | 各科目に含めることが必要な事項 | 最低修得単位数 | | 中学校一種免許状の単位の内、小学校一種免許状の単位に使用できる単位 |
| 小学校教諭  一種免許状 | 中学校教諭  一種免許状 |
| 第三欄 | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 10 | 10 | 8 |
| 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） |
| 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） |
| 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |
| 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） |
| 第四欄 | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 | 10 | 10 | 2 |
| 総合的な学習の時間の指導法 |
| 特別活動の指導法 |
| 教育の方法及び技術 |
| 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 |
| 生徒指導の理論及び方法 |
| 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 |
| 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 |
| 第五欄 | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | 5 | 5 | 3 |
| 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 |
| 合計 | | | 27 | 31 | 15 |

11　教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては2単位まで、教育実習にあっては3単位まで、教職実践演習にあっては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの単位をもってあてることができる（次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。）。

教員免許ハンドブック1　解釈事例（288頁）

◎他の学校種の免許状取得の際の「教職に関する科目」の単位の流用

|  |
| --- |
| Q　幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許状を取得していれば、他の学校種の免許状を取得しようとする際に、有している免許状が旧々法、旧法、新法のいずれの適用であっても、施行規則第6条表備考第12号又は第13号を適用し、第2欄、第5欄の単位は改めて修得する必要がないと解してよいか。  　　また、所有免許状が別表第1備考第9号、法附則第11項を適用して取得していた場合も同様か。  A　前段　施行規則第6条表備考第12号及び第13号については、既に修得した科目の単位についてのみ適用でき、旧々法や旧法においては、新法の教職に関する科目の第2欄及び第5欄に該当する科目を修得していないため、これらの規定を適用できない。よって、改めて修得しなければならない。  　　後段　同様に、実際に修得していない科目の単位であるため、施行規則第6条表備考第12号及第13号を適用できない。 |

上記の解釈事例は平成10年改正免許法施行規則に基づいたものですので、この趣旨に基づくと、平成10年改正前の者については「教職実践演習」の単位の流用はできないということになります。